

第
4904
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 1月20日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 周波数移行に伴うソフトウェア修正費用

Q：当社は、商品の販売管理や在庫管理をするため、電子タグに対応したPOSレジシステムを導入していますが、電波法の改正に伴って、周波数帯を移行することになり、POSレジシステムで利用している読み取り機やアンテナなどの機器を新周波数帯に対応したものに交換しなければならなくなりました。また、従前と同様にPOSレジを稼働させるため、POSレジで使用しているソフトウェアを新たな読み取り機に対応できるように、プログラムを修正しなければなりません。この場合の費用はどのような取扱いになりますでしょうか？

A：修繕費として取り扱うことができます。

【解説】

法人が、その有するソフトウェアにつきプログラムの修正等を行った場合において、その修正等が、プログラムの機能上の障害の除去、現状の効用の維持等に該当するときは、その修正等に要した費用は修繕費に該当し、新たな機能の追加、機能の向上等に該当するときは資本的支出に該当します。

お尋ねのプログラムの修正は、周波数帯の移行に伴い、新周波数帯に対応した読み取り機で読み取ったデータをシステムに取り込むための修正を行うためのものであり、従来から使用しているプログラムと同等の機能を維持するために行う修正のようですから、その費用については、修繕費に該当します。

